

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度 大阪市戸籍情報システム用サーバ及び周辺機器一式増設部品 借入

2 契約の相手方

FLCS 株式会社

3 随意契約理由

本契約は、平成 31 年 4 月 2 日付で契約締結した「大阪市戸籍情報システム用サーバ及び周辺機器一式 長期借入」（以下、「本体契約」という）で調達したサーバ機器について、令和 6 年 9 月から実施を予定している戸籍情報システム区間連携サーバ再構築に関連し、リソースの増強を図り、性能要件を満たすため、区間連携サーバに最適なメモリ等の増設部品の借入を行うものである。

本契約について、本体契約の契約相手方と異なる事業者から借入を行った場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明確になり、本体契約の仕様で定めている保守対応が対象外となるおそれがある。

したがって、サーバに求められる性能要件を満たし、大阪市戸籍情報システムの安定稼働を実現するためには、本体契約の相手方である FLCS 株式会社から増設部品の借入を行い、増設作業及び保守業務を一体的に実施する必要がある。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）